

専決処分の承認（世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例）

1 主旨

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、労働者が感染した場合等に休みやすい環境を整備するため、世田谷区国民健康保険条例の一部を改正し、傷病手当金を支給する。

2 改正経緯

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 第2弾」(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれた。これを踏まえ、世田谷区国民健康保険として傷病手当金を支給するため、世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する。

3 傷病手当金概要

(1) 対象者

給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与を除く。）の支払いを受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

(2) 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間（健康保険や共済組合と同様）

(3) 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
・支給見込額 784万円

（なお、支給額について、特別調整交付金(国庫)により10/10の財政支援予定）

(4) 適用

令和2年1月1日から規則で定める日までの間で療養のため労務に服することが出来ない期間。入院が継続する場合等は健康保険等と同様、最長1年6月まで。「規則で定める日」は今後の感染者数の動向等により決定する。

4 専決処分日

令和2年5月1日

5 施行期日

令和2年5月1日施行、受付開始

6 今後のスケジュール

令和2年5月 第1回区議会臨時会（専決処分の承認）